

NPO活動応援基金補助事業 審査の流れ

審査会は、NPO活動応援基金補助事業補助金の交付の適否、補助金の交付額などについて審査し、その結果を市長に答申する。審査にあたり審査会は、寄附者の希望を尊重し、申請者より提出された事業計画書および収支予算書、申請者による説明・意見（プレゼンテーション）などに基づいて、調査審議し、審査委員の合議によりその適否および妥当性を判断する。

事前確認・審査

申請者から提出された申請書類について、事前確認を市民活動課(事務局)が行う。事前確認を行った内容を踏まえ、過去に補助金を交付した事業と同一であるか市民活動課で審査を行う。

プレゼンテーション

申請者（登録団体）が、自ら企画立案した事業について、プレゼンテーションを行う。

質疑

審査委員が、申請者に対し質疑を行う。

審査

寄附者の意向を尊重しながら、プレゼンテーションおよび計画書、予算書などの内容を踏まえ、補助金交付の適否、補助金の交付額などについて、審査基準に基づき、審査委員の合議により審査を行う。

答申内容の決定

審査結果に基づき、市長への答申内容を決定する。

- 補助金交付の適否
- 補助金の交付額
- 補助金の交付条件 など

市長へ答申

審査結果を答申書にまとめ、市長へ答申する。

結果通知

決定（決裁）

○補助対象事業

枚方市内を中心に行う特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動に係る事業で、法令・条例・規則等に違反するものではなく、次の要件をすべて満たす事業が補助対象事業となる。

- ① 主たる効果が枚方市内で生じる公益的な事業、または、主に枚方市民を対象とした事業であること。
- ② 補助金の交付を受けようとする年度内に実施及び完了する事業であること。
- ③ 特定の個人または団体の利益となる事業でないこと。
- ④ 営利活動、政治活動、選挙活動または宗教活動を目的とした事業でないこと。
- ⑤ 枚方市及びその関係機関から他の補助等を受けている、または、受けることが決定している事業でないこと。
- ⑥ 介護保険等の公的制度による給付の対象となる事業でないこと。
- ⑦ 登録団体内の親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと。

○補助対象経費

補助金の交付の対象となる補助対象経費は、補助対象事業に要する人件費、印刷製本費、会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、備品購入費（注1）、負担金、賃借料等とする。

団体の運営に係る経常的な経費（注2）及び団体の構成員の会合に係る経費、補助対象と認められた事業実施期間外に支出された経費（注3）、飲食費、関連団体（注4）への委託等に係る費用、団体の構成員へ支出を行う経費（人件費・旅費を除く）については、補助対象対象外とする。

注1…備品購入費は、あらかじめ上限額を設けないが、事業審査において妥当性を審査する。

注2…団体の運営に係る経常的な経費とは、（家賃、修繕料、光熱水費、インターネット接続料、電話回線使用料、団体内部で使用する備品・文具類・書籍の購入等）及び法人の経常的な運営に係る人件費（法人職員の給与、法人運営における事務担当者の人件費等）を指す。ただし、対象事業実施に係る人件費については対象とする。その場合は、対象事業に係ることを証する書類の提出を必須とする。

注3…事業実施期間外に支出された経費のうち、事業実施期間内に当該事業を実施するにあたり必要な経費かつ前払いが必須等の事情により事業実施期間外に支出された会場使用料等については、対象とする。ただし、事前に審査を行った費目であり、対象事業に係る費用であることを証する書類の提出を必須とする。

注4…関連団体とは、補助金の交付申請を行う団体の構成員が役員等を兼務する団体や資本関係のある団体を指す。

○補助内容

令和5年度(2023年度)以降に補助金の交付があった事業については、補助金交付回数が3回に到達するまでは、一般寄附を活用した補助金の交付申請可能。一般寄附の活用は1事業3回まで。団体希望寄附の活用は無制限。

○審査基準について

I. 公益性、II. 実現可能性、III. 自立性、IV. 発展性、V. 情報発信性の5項目における13の具体的項目について、それぞれの配点を3点又は5点とし、その範囲内で採点し、合計点により審査する。

採点の上位の団体から補助対象とし、その補助対象の補助金累計額が寄附積立額を超えない範囲で補助するものとする。

※ 具体的な審査基準の項目については、採点表を参照のこと